

第 6 回  
地域自治組織等小委員会  
会 議 録

平成 1 6 年 9 月 2 9 日

十勝中央合併協議会

# 第 6 回地域自治組織等小委員会

## 議事日程

第 6 回地域自治組織等小委員会

(平成 1 6 年 9 月 2 9 日 9 時 2 5 分 開会)

日程第 1	開会	3 分
日程第 2	会議録署名委員の指名	3 分
日程第 3	地域自治組織に関する 3 町村の意向について	3 分
日程第 4	閉会	13 分

# 会 議 録

## 第 6 回地域自治組織等小委員会

- 1 . 開催年月日 平成 1 6 年 9 月 2 9 日
- 2 . 招集の場所 幕別町役場 5 階会議室
- 3 . 開会 9 月 2 9 日 9 時 2 5 分宣告
- 4 . 応集委員 全委員
- 5 . 出席委員 ( 1 2 名 )
  - 委員長 更別村 渡辺春雄
  - 副委員長 幕別町 多田順一 忠類村 杉坂達男
  - 幕別町 西尾治 本保証喜 吉村学
  - 更別村 江本信吉 林中建夫 水口光浩
  - 忠類村 邊見敏夫 帰山孝夫 森徹
- 6 . 事務局
  - 事務局長 金子隆司 事務局次長 上野寛 事務局次長 阿部義昭
  - 総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
- 7 . 案件
  - 地域自治組織に関する 3 町村の意向について
- 8 . 会議録署名委員の指名
  - 忠類村 森徹 幕別町 西尾治
- 9 . 傍聴人 ( 3 人 )

# 議事の経過

(平成16年9月29日 9時25分 開会)

## [開会]

議長(渡辺春雄) おはようございます。

予定時間より多少、早いですが、全員揃って参りますので、第6回地域自治組織等小委員会を開催致すわけでございますけれども、その前に一言、ご挨拶を申し上げます。

前回の小委員会で、10月の7日までと、10月の初旬にという、お話しをしてお別れしたんですけれども、自治組織も後半、合併の問題も後半にきて参りますので、数重ねて、より良い結論を出すことが必要であろうということで、その認識の中で今日、こういう開催という形になりました。

本日は大変、お忙しい中、また、急なご案内にもかかわらず、ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは、全委員の出席がありますので、小委員会規程第6条第2項の規定により、ただいまから、第6回地域自治組織等小委員会を「開会」致します。

ただちに、本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従い、進めさせて頂きますので、よろしく、お願い致します。

## [会議録署名委員の指名]

議長(渡辺春雄) 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に忠類村の森委員、幕別町の西尾委員を指名致します。

## [諸般の報告]

議長(渡辺春雄) 諸般の報告は、ございません。

## [地域自治組織に関する3町村の意向について]

議長(渡辺春雄) 日程第3、「地域自治組織に関する3町村の意向について」を議題と致します。

前回の小委員会におきまして、3町村のご意向をご説明頂いたところでありますが、特に、更別村及び忠類村の求めます地域自治組織につきましては、その形態等が口頭のみでは理解しづらかったことから、一覧表として整理させて頂きました。

この資料に基づきまして、本日、審議を深めてまいりたいと思っておりますが、まず、

補足事項がありましたら、お伺いし、そのあと、委員のみなさまから、ご質問、ご意見等を頂きたいと考えております。

それでは、まず、更別村から、お願い致します。

委員（江本信吉）では、資料の「3町村地域自治組織等比較表」に基づいて、補足させていただきます。

前回、口頭で説明申し上げまして、あと一部、修正もございまして、それも含めてですね、お話ししたいと思います。

典型的には、更別村としましては、地域自治区型を基本としております。

それから、位置付けにつきましては、附属機関ということで、位置付けとしております。

議長（渡辺春雄）江本委員さん、修正資料の分の方で説明されるんでしょ。

ちょっと、2枚出てきてます。先に、事務局から送られた資料じゃなくて、今日、提出された資料の説明ですね。行ってますか、みなさん、資料、差し替えの資料。

委員（江本信吉）今日、差し替えになった資料に基づいて説明しておりますので、よろしく、お願いします。

では、変わった分だけにしますか。

変わった分につきましては、位置付けにつきましては、執行機関となっておりますけれども、今回は附属機関ということで、よろしく、お願い致します。

それから、協議会の区分のところで、役員につきましては、会長、副会長ということで、お願いしたいと思います。会長1名、副会長2名ということで。

それから、定員は15人以内ということでございます。

それから、任期につきましては、4年以内ということで要望致します。

それから、報酬につきましては、支給することとするということでございます。

それから、権限につきましては、より具体的に書いてございますけれども、町長、その他の機関及び地域自治組織の長の諮問による審議や権利。項目としまして、新町建設計画の変更、それから、新町建設計画の執行状況、地域振興基金の用途の決定、予算編成の際の事業等に関する要望、それから、地域の重要案件に関する建議及び要望、それから、住民及び諸団体等の多様な意見の調整ですね、でございます。

それから、その他につきましては、この間、言っておりますので、省きます。

それから、支所長につきましては、地域自治組織の区長と兼務というようなことで、言っております。

それから、権限につきましては、一定規模以下の事業かかる予算執行の権限、それから、予算要求権限、それから、一部の調整事務、管理事務の機能を有するというところでございます。

予算につきましては、前回、説明しましたとおりでございます。当該地域の事業実施のために使える一定の予算枠。当面、12年間は、合併前の予算規模から本庁に

において共通に必要とする経費を除いて、総合支所に予算枠、例として、総合支所内の公共施設等の整備、維持管理経費ですね。具体的には、物件費、維持費、補修費、補助費、繰出金等を配分して頂きたいということでございます。

それから、その他としましては、前回も言いましたけども、あくまでも、本庁1極集中でなくて、地域内分権を考慮し、<sup>きんこう</sup>均衡ある職員の配置を行うということでございます。

それから、基金の設置につきましては、地域自治区が行う地域振興事業に<sup>あ</sup>充てるための地域振興基金を設置するということでございます。

それから、その基金の算出基礎につきまして、一部修正がございますので、よろしく、お願いしたいと思います。「財政推計による18年度末基金保有額から、新町での類団規模での財調・減債基金等を除き」と、なっておりますけども、ここは、「18年度末基金保有額から、3町村が保有する財調・減債基金等を除き」というようなことで、新町の類団規模でなくて、「3町村が保有する財調・減債基金を除いて、3町村の15年度末基金残高保有率で<sup>あんぶん</sup>按分した基金を3町村が地域振興のために設置する」というようなことで、条例で規定を要望したいと思います。

基金の性格としましては、設置する基金について、性格ですね、<sup>がんきん</sup>元金取り崩し型とするということでございます。

基金の用途につきましては、新町建設計画に未搭載の事業に<sup>じゅうとう</sup>充当するほか、地域振興基金、地域の振興のための基金とするということでございます。

その他につきましては、前回も申しましたけども、政策調整会議の設置を要望するというところでございます。

この中で、前回の会議の最後にも私の方で言いましたけども、法令等のすべてに精通していない部分もございまして、ある程度、合併事務局で、更別の要望する地域自治組織、総合支所、基金の設置、その他についてですね、何か指摘材料があればですね、指摘というか、問題というか、難点があればですね、指導を受けたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡辺春雄） 次に、忠類村さん、補足説明がございましたら。

委員（邊見敏夫） ないです。

議長（渡辺春雄） ありませんか。

それでは、更別村及び忠類村から提出されました内容につきまして、法的な面での不整合性などについて、事務局で、お気づきの点がありましたら、お願い致します。

上野次長、お願いします。

次長（上野寛） ただいま、江本委員からお話しのありましたように、更別村から、あらかじめ資料を頂いておりまして、事務局と致しましては、主に法制面から、更

別村の自治組織等の内容につきまして、検討をさせて頂いたところでございます。

その結果、何点か疑問点、あるいは法令との不整合と思われる点が見受けられましたので、ただいま、配布させて頂きました資料に基づきまして、ご説明をさせて頂きます。

資料につきましては、先ほど差し替えで配布させて頂いたものに、疑問点等を網掛け<sup>あみか</sup>で表示したものでございます。

最初に、全般的なお話しをさせて頂きますが、地域自治組織とは、地域住民で構成する協議会組織と行政組織であります事務所とで構成されるものでございます。その選択肢として、地域協議会と地域自治区事務所とで構成される地域自治区や、合併特例区協議会と合併特例区事務所とで構成される合併特例区が示されているものでございます。地域自治組織とは、それらを包括<sup>ほうかつ</sup>した仕組み<sup>き</sup>を指すものでございます。

更別村から出されました資料の各項目をみますと、5月に公布されました合併関連3法に規定されております「合併に際して設置される地域自治区」の内容に極めて似て<sup>に</sup>ございますが、長の身分、任期に關しまして、合併新法では、『地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができ、任期は2年』とされているのに対しまして、更別村では、『特別職の区長として助役を置き、任期が4年』となっておりますことから、前回、江本委員のご説明の中にもありましたように、更別村の案につきましては、合併に際して設置される地域自治区の内容をベースにした既存<sup>きぞん</sup>制度活用型、あるいは現行法を基にした内容であるということがいえるかと思えます。

このことをまずご認識頂いた上で、個々の項目につきまして、ご説明させて頂きます。

まず、「タイプ」欄でございますが、ただいま、ご説明させて頂きましたように、既存制度と申しますか、現行法を活用して設置する組織である、と考えられるところでございます。

次に、網掛けしてございませませんが、「設置期間」でございますけれども、12年間という記載に続きまして、カッコの中で、恒久的<sup>こうきゅう</sup>機関とするという記載もございしますので、地域協議会を永年設置ということで基本的に考えているというふうに認識してございます。

次に、「長の身分」欄から「長の職務」欄までにつきましては、地域自治組織として合併特例区を選択した場合には法人格がございしますので、法人を代表する長が存在することになりますが、これ以外の地域自治組織の場合におきましては、市町村という法人の内部組織となりますことから、その地域<sup>ほうかつ</sup>を包括して代表するという概念<sup>がいねん</sup>は生じて<sup>しょう</sup>まいりません。

また、町長の補助機関たる地域担当助役が、当該地域が抱える課題解決のための調整や、住民の意向の取りまとめ役<sup>にな</sup>を担うことは十分考えられますが、その地域を

代表するということはありません。

従いまして、「長の身分」から「長の職務」欄につきましては、空欄となり、この記入内容がそのまま、総合支所の「支所長」の欄か、または「その他」の欄に記入されるものと考えられるところでございます。

また、先ほどの12年間というものが、長の配置期間を指している場合は、同様に「支所長」の欄、あるいは「その他」の欄に記入されるものと考えるところでございます。

次に、「事務」欄から「職員」欄までについてでございますが、『合併特例区』、『合併に際して設置される地域自治区』、『一般自治区』の3つのケースにつきましては、区域内に事務所を置くこととされておりますが、前段申し上げましたように、更別村の場合は、既存制度活用型でございますので、総合支所が、長の権限に属する事務を<sup>ぶんしやう</sup>分掌して行うこととなりますことから、いずれの欄も、空欄となるべきものと考えられるところでございます。

なお、合併自治区、または地域自治区の事務所で取り扱われる事務につきましては、法律上、支所と同様の事務が想定されておりますことから、本協議会のように、総合支所を置くことが決定されている場合につきましては、合併自治区事務所、または地域自治区事務所を設置する意義が実質的になくなるということになるかと考えております。

事務局において、気のついた点につきましては、以上でございます。

議長（渡辺春雄） ただいまの説明について、ご質問がございましたら、お受け致します。

江本委員。

委員（江本信吉） いま、何点か指摘がありましたんですが、第2回の地域自治組織の小委員会、5月の、確か21日に開催されたときに、合併事務局の方から、「総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢」ということで、資料、資料と、その中にありますが、資料の中に、既存制度活用型から合併特例区型までですか、典型的に5つの類型で、選択肢としては12パターン示されております。この辺を、ちょっと。

議長（渡辺春雄） いま、江本委員の質問に対する資料を配ります。

（資料配布）

議長（渡辺春雄） では、江本委員、お願いします。

委員（江本信吉） この資料のですね、類型で5つのパターンで、選択肢としては12の形があるということを示されております。

既存制度活用型というのは、現行法の、地方自治法の現行法でやるタイプだというふうに思っています。

それから、地域審議会型については、いまの特例法の中で、地域審議会というの



は、既に設置されて、認められている型だと思えますので、この中で、更別村が基本としているのは、合併自治区型の ですか、これがある程度、基本としているというようなことで、第1回目の9月17日に出させて頂いたということでございます。

いま、事務局の方からも、いろいろご指導というか、指摘がありました件につきましては、総合支所が既に決定しているということで、総合支所につきましては、市町村の事務を分掌するということと、また、事務所の位置も決まっているということで、その点の指摘があつて、いまの、自治組織の長の身分から職員の欄までですか、それは空欄となるのが良いのではないかということの指摘だと思うんですが、この辺は、基本とするということでございますので、その辺は、3町村の協議で、多少、法的な拘束<sup>こうそく</sup>というか、更別の場合は、合併協議の自治区型<sup>こしつ</sup>に固執するものではなくて、これを基本として、任期の、例えば、特別職の任期は4年とか、なるものですから、普通は2年ですけども、4年ということで、基本というようなことで、なった背景があるかと思えます。

この辺を、いま、指摘がありましたので、ちょっと、休憩<sup>じゅつかん</sup>とつてですね、若干、協議したいと思うんですが、その辺は、どうでしょうか。

法的に整合性が取れないということであれば、ある程度、そういう、ある程度、修正というかね、若干、委員さんの中で協議したいと思うんですが。

議長（渡辺春雄） いま、休憩<sup>じゅつかん</sup>とつて、更別さんでちょっと協議してみたいということですか。

委員（江本信吉） それで、事務局としては、かなり整合性があるんで、ちょっと矛盾があるというようなことでございますので、こういった更別の主張に対して、これは整合性がとれないよということであれば、修正をせざるを得ないのかなという気がしますので、その辺、どうでしょうかね。

議長（渡辺春雄） 休憩、動議ですけども、賛同する人がいれば、これも。

委員（西尾治） よろしいんじゃないですか。

議長（渡辺春雄） よろしいですか。

それでは、暫時<sup>ざんじ</sup>という形で、休憩をとりたいと思いますので、更別で、それでは、ちょっと打ち合せをしてみてください。

9 : 4 6 休憩

10 : 3 4 再開

議長（渡辺春雄） それでは、休憩<sup>と</sup>を解いて再開致したいと思います。

休憩中に、更別で審議ということですので、江本委員の方から、発言を求めます。

委員（江本信吉） 結論から言いますと、いま、地域自治組織の長の選任から事務所

の部分ですね、それと上段のタイプについて、合併事務局の方から、整合性がとれないんでないかということでありました。

結論的には、自治組織に関しましては、うちの村としましては、最重要課題の1つでございますので、結論的には、持ち帰って、再度、検討したいということでございます。

議長（渡辺春雄） 暫時、休憩。

10：35 休憩

10：36 再開

議長（渡辺春雄） それでは、休憩を解いて再開致します。

ただいま、正副委員長で打ち合わせをしたんですけども、ただいま、更別から提案されました件につきまして、継続審議をしたいということです。この件につきましては、できれば次回の小委員会までに、更別さんの方で提出して下さるように、極力努力して頂くことを、お願い致しておきます。

それではですね、他に質問ございませんか、何か。3町村の考え方について。なければ、次に、移りたいと思いますけれども。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは、なしと認めますんで、続きまして、<sup>るいだん</sup>類団の基金額についてですね、ここで前回、更別村の江本委員から、ご質問がありました、<sup>るいじ</sup>類似団体の<sup>げんさい</sup>財政調整基金額及び減債基金額等につきまして、事務局から説明を求めます。

上野次長、お願いします。

次長（上野寛） 資料の 、 「類似団体積立金等について」につきまして、ご説明を申し上げます。

前回の小委員会におきまして、江本委員から、類似団体の基金の設置状況についての資料の提出の求めがございましたので、その状況につきまして、表にして整理してございます。

資料の2ページをご覧ください。

1につきましては、類似団体の一覧でございます。

新町が属することとなる類団は、欄外の注1にありますように、 - 2 ということになります。これは、人口が28,000人以上35,000人未満で、第2次産業及び第3次産業に就業する人口の比率が75%以上80%未満ということになっておりまして、新町の場合、人口が29,371人、第2次及び第3次産業の就業人口比率が76.4%ということになります。

類団は、全国に4団体ございまして、人口から積立金現在高に至ります5項目に

つきまして、その数値を取りまとめたものでございますが、人口を除きまして、3町村の数値とは大きな開きがございます。

2につきましては、平成14年度末現在におけます類似団体の基金及び債務の状況について、3町村との比較で整理したものでございます。

基金総額では、類団が約22億円に対しまして3町村が93億円と、4倍以上の開きがございます。

財政調整基金は、類団約9億円に対して3町村19億円、減債基金は、類団約4億5,000万に対して3町村20億7,000万円となっております。

一方、負の財産であります債務につきましても、3町村が圧倒的に多く、地方債では、類団123億円に対しまして3町村306億円、債務負担行為では、類団26億円に対しまして3町村38億円となっているところでございます。

3につきましては、平成15年度末現在におけます3町村の基金の保有状況を取りまとめたものでございます。保有率で、幕別町と更別村が同率の41.3%、忠類村が17.4%となっております。

説明は、以上でございます。

議長（渡辺春雄） この件につきまして、ご意見がございましたら。

江本委員。

委員（江本信吉） いろいろ資料提出、ありがとうございました。

この類似団体の一覧で、北海道なんかは、こういう人口、新町の属するタイプですか、人口規模とか、産業の形態で、道内の町村では、ないでしょうか。それをちょっと、お聞きしたいのですが。

議長（渡辺春雄） 上野次長。

次長（上野寛） 1にございますとおり、全国4団体、紫波町しわちようから熊本の植木町うえきちようまでの4団体ということで、道内にはございません。

議長（渡辺春雄） ほかに。

これ、基金の考え方に相違があるわけなんですけども、この辺に対して、ご意見ありませんか。基金の考え方、忠類さんと更別さんとの考え方。

先ほど、保留になっていきます自治組織のあり方によって、また、基金の考え方も、いろいろ変わってくるのかなと思うんですけども、今回、意見だけ述べておきたいということがあれば、お聞きしておきますし、なければ、この辺で、この話しも止とどめさせて頂こうかなと思うんですけども。

委員（本保証喜） はい、賛成。

議長（渡辺春雄） いいですか。

（はいの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは、この基金の件につきましても、次回の審議という形になろうかと思えます。それで、よろしいですか。

(はいの声あり)

[次回開催日]

議長(渡辺春雄) それではですね、事務局から次回の日程について、説明を求めます。

上野次長、お願いします。

次長(上野寛) 次回の開催日につきましては、第11回協議会の同日、10月8日を予定致したいと考えてございますが、委員長及び副委員長で協議し、決まり次第、文書にてお知らせ致しますので、よろしく、お願い致します。

以上でございます。

議長(渡辺春雄) この際ですから、みなさまから何かございましたら、お受け致します、ご意見として。

帰山委員。

委員(帰山孝夫) 地域自治組織等ということで、いま、議題に上がってましたけれども、これは私どもの小委員会に3つ項目付託されているうちのですね、1つは、この間、具体的に出てましたけれども、あとの2つをいま、地域審議会の取扱いと、それから、もう1つ何とかってありましたですね。そのうちいま、これやっているのは、どれなのか。

それとですね、もう1つ、幹事会のあり方なんですけども、確か規約では、協議会に上がる議案については、すべて、必要に応じてかどうか知りませんが、きちっと幹事会で調整して上げてくるということになっているわけなんですよね。

ところがいまの、この自治組織の場合は、2つの村の考え方がどうあるかということで、それをパッと議題に出してしまっただけでですね、例えば、幹事会として、いろいろ、法的にいろんなことがあるとかと、こう、突き詰めてから、いや、審議してから、この<sup>そじょう</sup>俎上に上がっていないもんですからね、いろんなことで、ただ町村の思ったことが、そのままここにボンと上がってるもんですから、それは法律の考えているところではないとか何とか、いろいろな問題があつてですね。

やはり原点に立ち返って、協議会から付託されている小委員会がですね、審議しなければならん案件はですね、突然、委員提案みたいな形になってボンと出てきて、ここでやる方がいいのか、悪いのかということが、ちょっと。

これからまた、こういうことがあるのかどうか知りませんが、あくまでも、協議会から付託された案件について小委員会がやるということになってますからね。ちょっと、その辺、奇妙な感じはしているんですけども。

これは、事務局にお伺いしたいと思うんですけどもね。

議長(渡辺春雄) それでは、答弁を求めます。

前段、上野次長の方から。

次長（上野寛） この小委員会に付託されている事項といたしますのは、住民自治充実のための取扱い、それから、地域審議会の取扱い、もう1つが前回の小委員会に提案させて頂きました、事務組織・機構の3点でございます。

いま、地域自治組織につきまして、いろいろご審議頂いている案件といたしますのは、住民自治の取扱い、あるいは2点目の地域審議会の取扱いにも関連するものというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（渡辺春雄） 後半については、西尾幹事長。

委員（西尾治） ご指摘のとおり、大変、申し訳ない、今回の小委員会に関しては取り扱いをしたというふうに感じております。

毎回、小委員会に提案する議題につきましては、あらかじめ幹事会で、その内容を協議し、いま、ご指摘のあるような法的に問題がある、ない、そういうことも含めてですね、事前に議案の調整を幹事会で、いままでは、やらさせて頂いております。

今回は、たまたまですね、開催時期がかなり、急がれるという申し出もございまして、正副委員長さんと協議する中で、今日の日程を組まさせて頂きました。

そんな関係から事前に幹事会を、今回だけ開けなかったという事情がございまして、いま、ご指摘のような点になったことは、本当に申し訳なく思っております。

次回以降、当然のことながら、小委員会にかかる議案につきましても、十分、幹事会で事前に練<sup>ね</sup>った中で、最終的にご提案をするように、私どもとしても心がけてまいりたいというふうに考えております。

議長（渡辺春雄） よろしいですか、帰山委員。

委員（帰山孝夫） はい。

議長（渡辺春雄） ほかに、ございませんか。

本保委員。

委員（本保征喜） いまの話しに関連致します。

先ほど次回の日程の話しが出ましたけども、いま、お話しがありましたように、事前に協議するとか、あるいは練<sup>ね</sup>った中で提案してくるということになれば、少し時間をおいてですね、十分協議をした中で、次の委員会を開催することが、いいんではないかと思うんですけども、その辺の見解を、お伺い致します。

議長（渡辺春雄） その件につきましてはですね、また、正副委員長で協議を致しまして、いまのところ、10月の8日という日程で進めたいと思いますんで、ご理解をさせて頂きたいと思っておりますけども。

ほかに、ございませんか。

（なしの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは、意見なしと認めます。

[閉会]

議長（渡辺春雄） これで本日の日程は、全部終了致しました。

本日の審議結果につきましては、小委員会規程第9条の規定により、10月8日に開催予定の第11回協議会に、私から報告させていただきます。

以上をもちまして、第6回地域自治組織等小委員会を「閉会」致します。

ご苦労さんでございました。

10:50 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年10月7日

議長（委員長）           渡  辺    春  雄          

署  名  委  員           森          徹          

署  名  委  員           西  尾    治